

能勢町低入札価格調査マニュアル

このマニュアルは、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、低入札価格調査制度対象工事において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを具体的に判断するため、当該入札価格の調査方法及び内容等について、必要な手続きを定めるものとする。

第1 調査基準価格の設定

調査基準価格の設定の対象となる工事を入札に付そうとするときは、予定価格の設定時に調査基準価格をも定めるものとする。

第2 入札参加者への周知

このマニュアルに定める手続を円滑に進めるため、入札説明書において、次に掲げる事項を明記する。

- (1) 調査基準価格の設定があること。
- (2) 失格基準価格を設けないこと。
- (3) 当該入札に係る工事費内訳書を入札時に必ず提出すること。これを提出しない者については当該入札に参加できないこと。
- (4) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がある場合は、当該入札において最低の価格をもって入札を行った者から順次、工事費内訳明細書（金抜き内訳書の全項目について金額明記したもの。以下「工事費内訳明細書」という。）等、当該入札価格の根拠となる資料（以下「調査資料」という。）の調査を行い、落札者とするかどうかを決定すること。従って、調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があること。また、調査資料は、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行ったすべての者に対し、提出を求める可能性があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、原則としてその者に調査資料の提出を求める旨の連絡をした日の翌々日（能勢町の休日を定める条例（平成元年条例第19号）第2条第1項に規定する町の休日及び町が特に指定した日を除く。）の17時までに工事費内訳明細書等の調査資料を提出し、事後の調査に協力すべきこと。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者で、最低の価格をもって入札をした者が

2者以上ある場合は、くじによって資格確認順位を決定し、調査対象者とするこ
と。

第3 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る価格をもって入札が行われた場合には、入札執
行担当職員は、入札者に対して「保留」と宣言し、全業者の入札金額を読み上げ、
落札者の決定等調査結果は後日連絡する旨を告げて、入札を終了する。

第4 調査の実施

当該工事に係る工事担当課長職にある者及び契約担当課長職にある者（以下「担当
課長等」という。）は、最低価格入札者から順次、調査を行う。調査の方法は、入
札者から、原則としてその者に調査資料の提出を求める旨の連絡をした日の翌々日
（能勢町の休日を定める条例第2条第1項に規定する町の休日及び町が特に指定し
た日を除く。）の17時までに、持参により調査資料の提出を求め、能勢町低入札価
格調査制度実施要綱に定める調査内容を事情聴取等により行う。

第5 調査の結果

調査基準価格を下回る価格で入札を行った入札者より事情聴取等を行った担当課長
等は、調査の結果及び低入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされる
か否かの意見を記載した低入札価格調査結果報告書を能勢町低入札価格調査委員会
に提出する。

第6 能勢町低入札価格調査委員会の審議

低入札価格調査委員会は、担当課長等の出席を求め、提出された報告書の調査結果
及び意見書に基づき、当該入札を行った者が、その入札価格をもって当該契約の内
容に適合した履行がなされるか否かの審議を行う。

第7 最低価格入札者が、当該契約の内容に適合した履行がなされると認める場合の 措置

低入札価格調査委員会が、最低価格入札者の価格により、当該契約の内容に適合し
た履行がなされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に対して落札した旨を通
知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

第8 調査基準価格を下回っている入札者全てが、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合の措置

低入札価格調査委員会が、最低価格入札者の価格により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、低入札価格調査委員会は、他に調査基準価格を下回った者のうち最低価格入札者の次順位者について審議を行い適合した履行がなされると認めるときは第7の方法により手続を行うが、適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは次順位者を落札者とせず、以下順次同様の手続を行い、調査基準価格を下回っている入札者全てが当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち調査基準価格以上で最低価格でもって入札を行った者を落札者と決定する。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者がいない場合は入札不調とする。

- 2 次順位以降の者を落札者と決定したときは、落札と決定した者の入札価格を下回る価格をもって入札を行った者に対しては、落札としない旨及び落札者と決定した者の氏名の通知を、落札者と決定した者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては落札者と決定した者の氏名を知らせるものとする。

第9 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合とは、調査基準価格を下回る入札を行った者が調査に協力しないとき、調査資料を提出期間内に提出しないとき、その他別に定める基準により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると低入札価格調査委員会が判断したときとする。

第10 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において履行可能と判断し、契約した工事については、次の事項について確認を行うものとする。この場合において、確認に必要な資料の提出を義務付ける場合は、特記仕様書等に記載するものとする。

(1) 施工体制

(2) 下請負人への支払状況

附 則

このマニュアルは、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。